

## 15 行政法(第4次改訂版)・原田尚彦著(学陽書房)

附款は、(略)、**法律が附款を付すことができる旨を明示**している場合に付されるほか、行政行為の内容について行政庁に**裁量権が認められている場合にも付すことができる**。しかし、いかなる内容の附款でも無制限に付してよいものではない。(P104)

## 16 行政法・塩野宏著(有斐閣)

### 1 附款の意義と機能

#### (1) 意義

「法律既定事項以外の付加が**認められることがある。**」(P179、5行目)

「従来の附款の代表的定義が、附款を「行政行為の効果を制限するために意思表示の主たる内容に付加される従たる意思表示をいう」としている」

### 3 附款の許容性と限界(P184~185)

附款の許容性とは、根拠法に置いて法律で定めたこと以外の規律を行政行為に許しているかどうかの解釈問題となる。すなわち、具体の場合に、**法律が附款(法律用語で条件)を付することができる**としていれば**それによるし、しからざる場合は、法律がどこまで規律しているのかを当該行政行為の性質等を考慮して具体的に解釈**していく必要がある。

したがって、**自由裁量行為の場合には附款を付すことができる場合が多いが、常に、当然に附款を付すことができることにはならない。**

附款を付しうるとしても、そこには一定の条件がある。